

松戸市教育委員会会議録

平成29年7月定例会

松戸市教育委員会会議録

平成 29 年 7 月定例

開 会	平成29年7月13日(木) 10時00分	閉 会	平成29年7月13日(木)11時04分	
署名委員	教育長 伊藤 純一	委 員	山田 達郎	
出席委員 氏 名	教育長 伊藤 純一	○	委 員 伊藤 誠	○
	教育長職務代理者 山田 達郎	○	委 員 武田 司	○
	委 員 市場 卓	○	委 員 山形 照恵	○
出席職員	内訳別紙のとおり			

提出議案	内訳別紙のとおり
特記事項	

教育委員会事務局出席職員一覧表

平成 29 年 7 月定例教育委員会

No.	部課名 及び 職制名	氏 名	No.	部課名 及び職制名	氏 名
1	生涯学習部 部長	平野 昇	21	学務課 専門監	本木 健司
2	生涯学習部 参事監	津川 正治	22	教育研究所 所長	山口 昌郎
3	学校教育部 部長	波田 寿一	23	〃 所長補佐	石井 裕子
4	学校教育部 審議監	池上 誠一	24		
5	学校教育部 審議監	胡内 敦司	25		
6	教育企画課 課長	鈴木 章雄	26		
7	〃 専門監	松丸 裕幸	27		
8	〃 課長補佐	大西 真	28		
9	〃 主査	藤中 孝一	29		
10	〃 主任主事	四戸 俊也	30		
11	〃 主任主事	島村 仁美	31		
12	施設課 課長	鈴木 啓文	32		
13	社会教育課 課長	星野 敦子	33		
14	〃 課長補佐	藤谷 美伸	34		
15	〃 主査	齋藤 真一	35		
16	〃 主任主事	齋藤 亜樹子	36		
17	〃 主任主事	中村 愛	37		
18	スポーツ課 課長	加藤 広之	38		
19	〃 課長補佐	小幡 健二	39		
20	学務課 課長	織原 一浩	40		

平成29年7月定例教育委員会会議次第

1 日 時 平成29年7月13日（木） 午前10時00分より

2 場 所 教育委員会5階会議室

3 議 題

(1) 議 案

4 その他

平成29年7月定例教育委員会会議 議題目次

(1) 議案

① 議案第18号

松戸市スポーツ推進委員の委嘱について (スポーツ課)

② 議案第19号

松戸市教育功労者の表彰について (スポーツ課)

③ 議案第20号

指定管理者候補者審査委員会

委員の委嘱について (社会教育課)

教育長 それでは、傍聴についてご報告いたします。

本日の教育委員会会議に、4名の方から傍聴したい旨の申し出があります。松戸市教育委員会傍聴人規則に基づき、これをお認めいたしますので、ご了承願います。

なお、これ以降傍聴の申し出がある場合は、事務局への受付をもって許可にかえることといたします。

それでは、傍聴人を入場させてください。

(傍聴人入室)

◎開 会

教育長 ただいまから、平成29年7月定例教育委員会会議を開催いたします。

◎会議録署名委員の指名

教育長 開会に当たり、本日の会議録署名人を山田教育長職務代理者にお願いします。

教育長職務代理者 はい。

教育長 よろしくお願いします。

◎議案の提出

教育長 それでは、日程に従い議事を進めます。

本日の議題は、議案3件となっております。

では、ここからの議事進行は、山田教育長職務代理者にお願いします。

◎議案第18号

教育長職務代理者 それでは、日程に従いまして議事を進めさせていただきます。

初めに、議案第18号「松戸市スポーツ推進委員の委嘱について」を議題といたします。

ご説明をお願いいたします。

スポーツ課長。

スポーツ課長 スポーツ課です。よろしくお願いします。

まず、議案第18号「松戸市スポーツ推進委員の委嘱について」、ご説明申し上げます。

1ページをご覧ください。

提案理由でございますが、松戸市町会・自治会連合会地区長から推薦がございましたので、新たにスポーツ推進委員を委嘱するためご提案をさせていただくものでございます。

委嘱いたします委員は、記載のとおり2名でございますが、1人は東部地区長からご推薦いただきました小池 一芳さんでございます。男性、44歳で、指導できるスポーツはバドミントン、野球ということでございます。もう一人は、五香松飛台地区長からご推薦いただきました鹿沼 隆さんでございます。男性、70歳で、指導できるスポーツは野球とボウリングということです。

なお、任期につきましては、平成29年7月13日から平成30年3月31日とするものでございます。

次の2ページをお開きください。

松戸市スポーツ推進委員の地区別集計表でございますが、本日ご提案の2名を加えた集計表としております。松戸市全体で110名のスポーツ推進委員となります。

以上、ご説明とさせていただきます。ご承認いただけますよう、よろしくお願いいたします。

教育長職務代理者 ありがとうございます。

議案第18号につきましては、ただいまのご説明のとおりでございます。

これより、質疑及び討論を行います。

2名の追加、いかがでしょうか。

普段の活動等につきましては、今までも折に触れご質問等で確認をしてきていると思います。

44歳の小池さん、70歳とおっしゃいました鹿沼さん、それぞれ野球、そのほかの指導ができるという方が推薦をされてきております。定数といいますか目標数といいますか、には、推薦依頼人数には届かないところと、オーバーしているところとそれぞれありますが、地域の特性もあるのかなと思います。

いかがでしょうか。

よろしいですか。

伊藤委員。

伊藤委員 学校、特に小学校なんかで時々見かけるんですが、よく学校の校内で野球の指導か何かをやっておられる方がおられると思うんですけれども、そういう方々は大体こういうスポーツ推進委員になっておられるのか、それとも、これとは全く別の何か活動なんですか。

スポーツ課長 今、委員おっしゃった学校での活動ということなんですけれども、推進委員の方の場合もあるんですが、あと学校開放の場合、地域の町会とか子供会のソフトボールとか野球とかというのがありますので、そういう方が指導している場合もございます。一概に全員が推進委員ということではないと思います。

伊藤委員 でも、推進委員の方もおられるというふうに理解してよろしいですか。

スポーツ課長 はい。中にはおります。

伊藤委員 もし人数等の関係で、まだそういう推進委員の枠が多くて、実際に人数が少ないということであれば、そういう方々も積極的に入っていただくというようなことは考えられないでしょうか。

スポーツ課長 各地域の地区長には、そういった子ども会ですとか、地域のそういう、今現在指導している方もいらっしゃいますので、そういう方にも当然声をかけていただいて、一緒にやりませんかということでは声をかけてもらっていただいております。

伊藤委員 わかりました。

教育長職務代理者 ありがとうございます。

私も、長男がサッカーに通って、ある小学校のグラウンドで日曜日に毎週練習しているのを見に行きますと、その監督、コーチから一緒にやりませんか。それはスポーツ推進委員ではないですけれども、そうやってみんな少しずつ協力者を集めて運営をされているという中で、この市の役割としてのスポーツ推進委員というのは、少しまた違ってくるところですけれども、今伊藤委員おっしゃったように、すそ野を広げて多様な方々に入っていただくための工夫をしていただきたいというような趣旨だろうと思いますので、いろんな手で市民の健康に対する意識の高揚につながるのであれば、そういったことも通じたらいかかなということ、ぜひお願いできればと思っております。

そのほか、いかがでしょうか。

よろしいですか。

ないようでございますので、これをもちまして質疑及び討論は終結といたします。

これより、議案第18号を採決いたします。

議案第18号につきましては、原案どおり決定することにご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

教育長職務代理者 ご異議がないものと認め、議案第18号は原案どおり決定いたしました。

◎議案第19号

教育長職務代理者 続きまして、議案第19号「松戸市教育功労者表彰について」を議題といたします。

では、ご説明をお願いいたします。

スポーツ課長。

スポーツ課長 それでは、3ページのほう、ご覧ください。

議案第19号「松戸市教育功労者の表彰について」ご説明申し上げます。

提案理由でございますが、松戸市スポーツ推進委員として活動され、これまで多大な功績とご苦勞に感謝の意を表し表彰するため、ご提案させていただくものでございます。

表彰推薦者の経歴、功績概要につきましては、次の4ページの推薦調書をご覧ください。お名前は川原 正直さん、12期、23年にわたり本市のスポーツ振興推進にご尽力をいただいたものでございます。

以上、ご説明とさせていただきます。よろしくをお願いいたします。

教育長職務代理者 議案第19号につきましては、ただいまのご説明のとおりでございます。

これより質疑及び討論に入ります。

いかがでしょうか、ご質問等。大変長きにわたってご活躍をされたようでございますが。

市場委員。

市場委員 これ、余り本質的なことじゃないですけども、この方の功績の概要のところ、グラウンドゴルフ、ソフトボール、カローリングって書いてある。カローリングというのは何なんですか。

スポーツ課長 カーリングの、氷の上でなくて室内でやる。

市場委員 そういうものがあるんですか。

スポーツ課長 はい。

市場委員 わかりました。間違いじゃないのであれば、それで結構です。

教育長職務代理者 時折耳にもしますが。

市場委員 ああ、そうですか。

教育長職務代理者 氷の上じゃ大変な設備ですけども、体育館等でやっていらっしゃるんですよね。

スポーツ課長 そうです。

教育長職務代理者 そのほか。

よろしいですか。

川原様、大変長く、足かけ24年間やっていただいたということで、追っての表彰ということになりますね。追賞をするということでございます。そのご功績に、本当に敬意を表したいなというふうには思っております。

よろしいですか。

それでは、ほかがないようであれば、以上で質疑及び討論を終結いたします。

これより、議案第19号を採決いたします。

議案第19号につきましては、原案どおり決定することにご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

教育長職務代理者 ご異議がないものと認め、議案第19号は原案どおり決定いたしました。

◎議案第20号

教育長職務代理者 続きまして、議案第20号「指定管理者候補者審査委員会委員の委嘱について」を議題といたします。

ご説明をお願いいたします。

社会教育課長。

社会教育課長 社会教育課長でございます。よろしくをお願いいたします。

議案第20号「指定管理者候補者審査委員会委員の委嘱について」ご説明申し上げます。

5ページをお開きください。

提案理由でございますが、松戸市文化会館森のホール21及び松戸市民劇場の2つの施設の次期指定管理者の随意指定の候補者を選定するに当たり設置することとなります、松戸市指定管理者候補者審査委員会を委嘱するためにご提案させていただくものでございます。

指定管理者の候補者を選定しようとするときには、松戸市指定管理者の指定手続等に関する条例第4条第2項の規定によりまして、当条例第14条に規定します松戸市指定管理者候補

者審査委員会に諮問しなければならないものと定められております。また、同条例第14条第2項におきまして、この審査委員会は、委員6人以内で組織することとされております。

その委員の構成につきましては、松戸市教育委員会指定管理者の指定手続等に関する規則第6条の規定によりまして、第1号で学識経験を有する者、第2号で教育委員会事務局職員、第3号でその他教育委員会が必要と認める者で構成するものと規定されております。ただいまご説明いたしました第1号の学識経験を有する者、それから第3号のその他教育委員会の必要と認める者の委員の合計数は、第2号の教育委員会事務局の人数と同数以上でなければならないと定められているところでございます。

こうした規定に基づきまして、今回委嘱させていただく委員を、6ページのほうに一覧にしましたので、ご覧ください。

第1号委員の学識経験を有する者につきましては、3名を予定しております。一番上の段、河野正幸様につきましては、聖徳大学音楽学部演奏学科教授であり、現在松戸市に在住しております。その下、元倉眞琴様は、東京芸術大学名誉教授であり、同大学の美術学部建築科を卒業、同大学院建築専攻を修了しており、建築設計についての専門の方でございます。その下、太下義之様は、三菱UFJリサーチ&コンサルティングの主席研究員でございます。芸術文化政策の専門のコンサルタントであり、青山学院大学総合文化政策学部の非常勤講師でもございます。

続きまして、第2号委員、教育委員会事務局職員でございますが、平野昇生涯学習部長、津川正治生涯学習部参事監、それから、私、星野敦子参事監兼社会教育課長の3名を予定しております。

以上、6名の委員でございます。第1号委員が3名、第2号委員も3名でございますので、規則第6条の規定にも適合しております。また、審査委員会の委員の任期でございますが、条例14条第3項で調査審議が終了したときには、その職を解かれるものと規定されておりますので、本日ご承認いただけましたら、本日から指定管理者が指定された日までと考えております。

以上、説明とさせていただきますが、ご提案させていただいた方々につきましては、指定管理者の候補を選定するに当たり、調査審議を行っていく上で必要な方々でございますので、ご承認いただけますようよろしくお願いいたします。

以上でございます。

教育長職務代理者 ありがとうございます。

議案第20号につきましては、ただいまのご説明のとおりでございます。

これより質疑及び討論に入ります。

さて、いかかでしょうか。

市場委員。

市場委員 今のご説明聞きましたけれども、これ、3段目の太下さんですけども、規則の第6条第1号相当となっています。第1号は学識経験を有する者ということになっていますが、学識経験を有する者というと、大学の先生だとかそういうイメージかなと思います。学識はある方かもしれませんけれども、第3号という別の枠がちゃんとあるのに、わざわざ第1号としているのは、何か理由があるんですか。

社会教育課長 太下様でございますが、太下様は、芸術文化政策の専門のコンサルタントであるということと、青山学院大学の総合文化政策学部の非常勤講師もされているということで、学識経験者として私どもはお願いしようと考えております。

市場委員 この肩書だけ見ると、金額の妥当性だとか、そういうものを主にチェックしていただく役割なのかなという気がします。その役割と肩書と1号というのが、いま一つしっくりこないなという気はします。

教育長職務代理者 1号委員に求める役割と、この太下先生の肩書だけ見ると、少しわかりにくいというようなご意見かと思えます。これについては事務局のご説明は今のとおりと。

いかがでしょうか。そのほかさまざま、今回は委員の選任ですけども、非常に大きな施設でもありますし、市民にとっても大変重要な、この地域にとっても重要な施設をどう管理していくかというところにつながる、そこを考えていただくという役割も含めて担っていただくのかなというふうに思います。

武田委員。

武田委員 新たに決めるに当たっての審査だと思うんですが、これまでも運営しているわけで、そこと今回違う視点を持っているとか、あるいは何か変えていきたいと思っている部分があるとか、その内容について言える範囲でもしあれば、教えていただきたいんですけども。

教育長職務代理者 ご質問は、この委員の選定に当たって、事務局としてというか、教育委員会として……

武田委員 何を求めて、新たにやり直すのかなという。

教育長職務代理者 指定管理者の選考に当たって、何らかの方向性というか、意図を持ってい

ますかということだと思います。あるいは、問題意識とか改善点とかということかもしれません。そういったご質問と捉えて。

社会教育課長。

社会教育課長 指定管理者の審査につきましては、選定の基準を幾つか設けております。例えば、申し上げますと、利用者に適した施設の管理運営サービスができていくかどうか、それから、施設の安定かつ効率的な運営ができていくかということで、事業計画ですとか収支予算が適当であるか、それから、事業計画に基づいて安定的な経営の規模及び能力を有しているか、それから、利用者が安全に利用できるような適切な管理を行うことができるかなどの基準を設けて、選定はしてまいりたいと考えております。

以上でございます。

教育長職務代理者 武田委員、どうでしょうか。

武田委員 何となく、1号委員の河野先生とかを見ていると、今のおっしゃったのを聞いていると、利用者、要するにお客様側のお話が多かったと思うんですが、そうじゃなくて、いわゆる舞台に立たれる方とか、あるいは施設に、元倉先生もそうですよね、建築を通して、使う側というか見せる側の人の視点というのを、もしかして大事にされて、この先生方をお選びになったのかなと思ったものですから、何かそういう部分というのが入ってくるのか。

もちろん、今おっしゃった施設運営の中でそういうものも含まれてくるんだと思うんですが、今のお話だと、何となく利用者サイドが強いのかなというふうに感じて、何かこういうものって見えにくいので、ちょっと知りたい部分ではありまして、何か決まった後でもいいですし、報告という形で教えていただけたらうれしいなと思います。

教育長職務代理者 そうですね。先ほどおっしゃった条件というのは、この規則の中にあるものを、体系的に整理をしているということですね。その施設を安定的に効率的に運営できるかというようなことは、その規則の中にあるので、そういったことを条件にしていますということで、利用者、お客様と舞台に立つというのは、逆に言うと、同じ場合もありますので、今ご報告をいただきたいということは、選考過程の中でそういった、どういうご意見が出たかを知りたいということですね。

武田委員 そうですね、もしあれば。

教育長職務代理者 教育委員会のほうで、そういったことについては、別の議案の機会の際に、どういう方向性でやっていったらいいのではないかと専門家としてのご意見をいただいたというご報告をいただきたいということでございましたので、これはぜひお願いいた

します。

ほか、いかがでしょうか。

伊藤委員。

伊藤委員 一般的なことで教えていただきたいのですが、今回、指定管理者を決めるわけですが、一旦決められるとこれは何年の予定で指定管理者になるのか、そういうタイムスケジュールを教えていただければと思うんですが。

教育長職務代理人 社会教育課長。

社会教育課長 指定期間は、来年から4年間ということでございます。

伊藤委員 来年1月から。

社会教育課長 来年の4月から、来年度からですね。

伊藤委員 来年度から。

社会教育課長 はい、4年間ということでございます。

スケジュール的なことを申し上げますと、8月に申請をしていただきます。それで、9月から10月にかけて審議をいたしまして、その後、教育委員会議にご報告をさせていただき、12月の議会に上程するという形のスケジュールで動いていく予定でございます。

以上でございます。

教育長職務代理人 よろしいですか。

伊藤委員 わかりました。

教育長職務代理人 市場委員。

市場委員 今のに、つけ加えるような質問ですけれども、スポーツ施設の指定管理について、ここで何カ月か前に討議しました。同じように、これは、幾つかの項目について、お金の話とか、事業に対する意欲だとか、点数をチェックする項目があって、それについて、各候補の会社から提案があったものを採点をしていって、この委員の方の合議で決めていく、そんなようなこととイメージしておいてよろしいですか。

社会教育課長 はい、そのようなことでございます。

市場委員 はい、ありがとうございます。

あと、実際、前回のときは、この指定管理に対して手を挙げた企業というか団体というか、その数はどれぐらいあったんでしょうか。

社会教育課長 説明のところでも申し上げたんですけれども、こちらの施設については随意指定ということになりますので、公募ではございません。随意指定ということで、1社、1団

体を指名して、そちらから上がってきた書類審査等をしながら審議をしていくという形になります。

市場委員 ごめんなさい。ちょっと、そうするとよくわからないんだけど、もう最初からそこに決まっているということなんですか。

社会教育課長 指定するのは1団体ですけれども、その1団体の申請内容を見て審議をしていくということになります。

市場委員 それで不十分だということになったら、どうなるということですか。

社会教育課長 一応、今指定する予定の団体は文化振興財団でございますけれども、文化振興財団は、もともと松戸市の文化会館が設立されたときに、そこを担っていくという趣旨のもとで設立された団体ですので、法人の役割と施設の機能が一致しておりますので、これまでもずっと担ってきておりますので、安定的、継続的、効果的な運営が期待できるものと考えておりますので、文化振興財団に指定をするということで考えております。

教育長職務代理者 市場委員、どうぞ。

市場委員 スポーツ施設のときもそうだったけれども、こういう仕事に手を挙げる団体がそもそも多くはないんだろうなという気はします。だから、現実的にはそういう形になるんだったら言われれば、そうなのかなという気もしながら聞いていたんですけども。

教育長職務代理者 指定管理者の制度の、その制度の目的とその仕組みの成り立ちからいって、随意指名と今おっしゃった、そういうものが当然予定されているとすれば、その運営に関して、どう向上させていくかという力学が競争では働かないわけですから、そこが、この選考過程の中でどう反映されるかというのが、市民に対しての説明責任だと思うんですね。

ですので、例えば、この委員の先生方で、1号議員と3号議員が2号議員より同数以上でなければならないというのは、一方的なお話として、こちら側というか行政側の意向だけで決まらないように、人数はそれで確保しよう、この先生方はその役割を果たされるという中で、まさに武田委員が先ほどおっしゃったように、やっぱりどう向上していったらほしいとか、市民からの要望とか改善提案について、どのように実現するのかといったことが反映されるのであれば、その随意指名である妥当性というものもまたあるし、また、そこは必要なのではないかというのが引っかかっているところで、このまま1団体でいくことを、やはり教育委員会としては当然予定はされているのかもしれないけれども、このままでいってしまうと、何か足りない気がするというのが、市場委員の感覚的なことなんですね。

市場委員 山田委員に説明していただいて、僕も、自分が何にもやもやしていたのが、はっ

きりしました。要するに、競争が働かない中で、どうやって適切な運営をしていってもらおうかということが、やっぱり問題なんですかね、きっとね。

教育長職務代理者 ですので、例えば、今の段階でどういう要望があるとかいうのを、ここでまとめてある必要はもちろんないと思うんですけども、先生方の客観的な、あるいはほかの施設との比較とかから見て、こういうことがあり得るのではないかというのを、特に舞台を使われる側とか、そういうホールとかを、太下先生はそういう専門だということですから、そういったことの知見の中から、改善すべきことを改善していく、どういう議論がなされるかが非常に重要で、そうであれば、随意指名ということが成り立つのかなというふう

に、ちょっとお聞きして思いました。

社会教育課長 随意指定についてですけども、一応、指定管理者については公募ということが原則ではございますが、公募を位置づける規定は地方自治法の中では特に設けられておりません。例外的に、公募を行わずに随意指定ということも認められております。

それで、競争性が働かないのではないかということのご指摘もいただいておりますけれども、文化振興財団の随意指定につきましては、競争性を働かせるよりも、候補者として文化振興財団を指定したほうが、市としてのメリットがあるという判断によるものでございます。例えばですけども、文化振興財団につきましては、公益法人でございますので、利益追求ではなくて、公益事業に重点を置く財団でございますので、施設の維持管理に関しましても、市がお支払している管理代行料とは別に、自らの負担で施設の簡易修繕も行っているというような状況もございます。施設が大分老朽化しておりますので、そういった自らの収入を修繕に充てるということも、大きなメリットであると考えております。

以上でございます。

山形委員 山形です。

私も市場先生と同じように、スポーツ管理のところと、候補者と書いてあったので、何か所かから公募するための専門家で、金銭面などでコンサルティングの方とかが入られたのかなと思っていたところだったので、今このお話、議論がなされて、しっかりと理解ができるのでよかったなと思っております。

ちょっと感想に近い形なのですが、継続性のメリットの大きさというところをより生かしていただきながら、利用者目線、ずっと長く使っているからこそ、改めて出てくる利用者の背景だとか、そういう部分を多様に議論の中で選んでいただく。事業内容のことも意見し合うという形に、この会議はなる、最終的にもう決まっているので、そういう事業内容とかを

検討し合うという理解でよいのかというのは思ったんですが。

教育長職務代理者 審査委員会での議論が、どのような議論がされるかと。

山形委員 もう決まっているので、審査ではないので、その内容に対しての審査という形なのかというところと思ったんですけれども。でも、メリットが、その修繕なども公益財団から出るということは、大きなメリットだとは思っています。

教育長職務代理者 社会教育課長、お願いします。

社会教育課長 今お話しいただきました事業についてですけれども、もちろん事業についても、計画として出されたものがどうなのかということの審議ももちろんしてまいります。

教育長職務代理者 そうですね。大体もう出尽くしている感はあるんですけれども、仕組みとしての安定性を持ちながら、どう今後のためにやっていくのかという、この先生方を含めたこの審査会が、どのように役割を果たされるのかなというところが、少し腑に落ちないのが、もやもやとここら辺に漂っております。

教育長ありますか、いいですか。

教育長 そもそも、その指定管理を公募するというスタンスには、この事業はふさわしくないと言いますか、必ずしも利益を追求するような事業形態ではないというところが、なかなか理解されないのかなとは思います。

ですから、例えば、これを公募するとしても、ここに手を挙げる人たちは果たしてどうかという、そういう事業内容なので、これまでのいろんな歴史とか、それからなるべく市民のためというスタンスですとか、そういったことを続けるためには、やっぱり財団に今後もお願ひするしかないという考え方です。

市場委員 それであれば、こういう指定管理候補者審査委員会っていうのを、わざわざこういう会議をする必要があるのかというと、またすごい乱暴な言い方になっちゃうかもしれないけれども。

教育長 それは、今日資料でついている、置いていただいた3つ目の手続に関する規則の中にあります。これはシステム上必要なので、こういった流れでお願いをしたいと、そういうことで理解をお願いしたいと思えます。

教育長職務代理者 武田委員。

武田委員 先ほども市場委員がおっしゃっていた、1号委員の妥当性というものは、これに限ったことではなくて、ちょっと不明瞭な部分があると思うので、どういうものは1号委員、どういうものは3号委員と、別に1号だから3号だからということに、こちらの見識として

は何の分け隔てもないのですが、その辺のライン引きというのは客観的なものですよね。中身はもちろんきちんとしていらっしゃる方だから選んでいるということは、先ほどの説明で分かっていますが、曖昧でない方がいいような気がするんですけども。

教育長職務代理者 ちょっとごめんなさい。それは、1号で今選んでいるけれども、それを。

武田委員 1号委員の線引きがちょっとわからなかった。今まで私は、教授に類する方を学識経験者と言っていらっしゃるのかなと思っていたので、非常勤の先生もそこに入っていたのかどうかだけ、教えていただきたい。

教育長職務代理者 学識経験者を教授に限るのではないかというご意見ですね。

武田委員 いや、何かそう書いてあったようなふうに理解していたんですけども。

教育長職務代理者 それはちょっと、社会教育課だけのお話ではないですけども。

武田委員 そうです。いろんなところで出てくるので、その線引きをきれいに、ちょっと明快に教えていただきたいなど。

教育長 それは、きれいに線を引くことは難しいかなということです。

武田委員 先ほどの質問で、逆にそういうことが気になってしまって。むしろ、私自身は、線引きはなくてもいいのかなと思っています。

教育長職務代理者 ちょっとそこは、あんまり本論ではないので、今ここで線引きについては、議論は一応、ちょっとやめましょう。多分そこは、今回のテーマとはちょっと別だろうと思いますね。

武田委員 すみません。

教育長職務代理者 さっきのお話で、多分まだ釈然としない雰囲気があるのは、やっぱり仕組みとして必要だから、この審査委員会は選ぶ、設置する、お願いする、これはいいとして、その議論で、どういうことがあるんですかっていうご質問もありましたし、その報告もぜひ聞きたいというお話もありました。だから、やはりこれが機能するためには、そこでもっとこういう運営すべきじゃないかとかっていう役割を果たしてくれるのだろうと、市民としては思う。逆に言うと、そういう話をしなければ、この審査委員会というのは余り意味がないのではないかと感じてしまう。ですので、それはそのように運営をされるのかどうかだけ、ちょっと確認をさせてください。

審査委員会の中で、その事業の改善とか運用とか施設の管理に関しての改善提案とかをされるんですか、それとも、それは別の役割のそういう場があるんでしょうか。この審査委員会の議案なので、審査委員会ではどうなのでしょう。

社会教育課長。

社会教育課長 選考の審査委員会とは別に、評価委員会というのがございます。それは毎年行うものなのですが、これは内部員によるものでございますけれども、その評価委員会の中で、年度ごとの改善点ですとか、次年度の方向性等を審議する場がございますので、そちらのほう改善点とかについては中心になってやることになります。

教育長職務代理者 それは、内部のというのは、行政側の委員としてやっているということですね。

じゃ、この委員会は、出されたものを追認する以外の役割を、何をされているんですかという形もやっています、今のところ。そこについて、補足説明ありますか。

社会教育課長 選考委員会については、基準項目が幾つかございまして、その中で、何%以上達していなきゃいけないというのがあるんですけども、選考基準に対して60%以上の基準を満たしていなきゃいけないということがございますので、各委員が審査した中で、それに満たないと選考されないという形になります。

教育長職務代理者 客観的な指標に達しているか、達していないかを見るのが役割であるということで、余りオリジナリティーなことをここで言う場ではないということですね。その上で、評価委員会があるので、改善というようなことについては、そこで機能していると、させているというようなご説明です。

よろしいでしょうか。何か、事務局のほうから補足説明があれば、あるいは委員のほうから何か確認事項あれば、もうちょっと時間をかけておりますので、大体にしたいと思いますが、どうでしょうか。

人選の一人一人についてどうというお話では、今は特にご意見は出ていないものと認識しています。仕組みと役割についてのご質問が主だったと思います。ほか、何かありますか。事務局からもありますか。

よろしいですか。

それでは、この20号「指定管理者候補者審査委員会委員の委嘱について」、その委員を委嘱するという点に関しては、ほかにないようであれば、質疑及び討論を終結したいと思います。よろしいですか。

(「異議なし」の声あり)

教育長職務代理者 これより、議案第20号を採決いたします。

議案第20号につきましては、原案どおり決定することにご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

教育長職務代理者 ご異議がないものと認め、議案第20号は原案どおり決定いたしました。

お疲れさまでございました。

ぜひ、ちょっと意図するところをお持ち帰りいただいて、その運営がどう改善されているかというようなところが、何か別の機会にご報告いただけることがあるんだろうなというふうをお願いをして、終わらせていただきます。

どうもありがとうございました。

本日、予定していた議題は以上でございます。

◎その他

教育長職務代理者 その他に移ります。

事務局より報告をお願いいたします。

教育企画課長。

教育企画課長 教育企画課長でございます。

私のほうからは、さきの市議会6月定例会に、教育委員会に関する請願が4件出されましたので、その審議内容と結果についてご報告をさせていただきます。

A4横の資料、6月定例会請願についての資料をご覧いただきたいと思います。

4件の請願について、請願のタイトルと、その下に内容がついてございます。

まず、資料の1枚目、一覧表をご覧いただけますでしょうか。

この4件の請願については毎年出されており、今年も例年とほぼ同趣旨のものとなっております。昨年と違う部分については、変更ということでチェックを入れさせていただいております。この4件につきましては、6月26日に教育環境常任委員会が開催され、その場で審査がされました。

それでは、個々の請願ごとに審査の概略を説明いたします。

まず、1ページ目、請願第2号でございます。請願第2号「ゆきとどいた教育を推進するために4年生から順次35人以下学級をもとめる請願」でございます。

本請願に対する教育委員会の見解としては、千葉県では、今年度より小学校3年生の35人弾力化を実施し、35人学級が進んでいる状況でございます。また、今年度の松戸市立小学校の1学級の平均人数は29.9人で、35人以下学級の小学校の割合は93%となっております。こ

れまでも各学校では、加配教員やスタッフ派遣制度を有効に活用し、少人数授業やティームティーチングなど、きめ細やかな指導体制を組む等、意図的、計画的に取り組んできたところで、今後も制度や指導体制を柔軟に選択し、多様な学校経営が望ましいというふうを考えているという意見を、教育環境常任委員会場で説明させていただきました。

続いて質疑に入りまして、新3年生を35人以下学級にすることを県教育委員会が決定した背景は、また、35人以下学級を実現するために県は新たな教員の加配を行ってくれるのか、学校現場の実態として教員は足りているのか等の質疑が出されました。

次に、請願第3号、3ページになります。3ページ、請願第3号「特別なニーズを持つ子どもたちのために支援員増員をもとめる請願」についてでございますが、本請願に対する教育委員会の見解として、通常学級に在籍している発達障害又はその疑いのある何らかの支援が必要な児童・生徒約835人に対しては、校内での指導や進級による指導が適切に行われるよう、学校全体の支援体制の充実に努めています。また、車椅子での教室移動や生活面での支援に個別の対応を行う必要がある児童・生徒に対し、特別支援教育支援員を昨年度と同数の25名ですが派遣をしてございます。

さまざまな教育的ニーズが高まる中、支援員の担う役割は大きいものですが、学校全体で総合的に支援できる体制づくりを進めていくことも大変重要だと認識しています。教育委員会としては、支援員だけではなく、校内支援体制の確立や特別支援学級等の環境整備、巡回指導による学校支援、更に、他市と比較しても充実している人材派遣システムの効果的活用など、総合的観点から特別支援教育の一層の充実を図りたいと考えているというような見解を説明させていただきました。

引き続き質疑に入りまして、特別なニーズを持つ子供に対する支援体制にどのように取り組んでいるか、学校現場に配置する特別支援員に資格は必要か等の質疑がなされました。

次に、請願第4号になります。5ページでございます。「林間学園の保護者負担を軽減するための補助をもとめる請願」でございます。

本請願に対する教育委員会の見解としましては、教育委員会では、白樺高原荘が廃園した平成23年度末以降、白樺高原荘以外の施設利用について、学校の独自性を確保し、安全性、体験内容及び費用、宿泊先などを検討しておりました。

経費は、公立施設を利用しており、白樺高原荘を利用した場合と白樺高原荘以外を利用した場合でも、差額は192円と大きな差ではなく、したがって、廃園による保護者の負担増という認識はしてございません。なお、経費の援助に関しては、必要な方に必要な援助をと考

えており、経済的に援助の必要なご家庭には、就学援助として林間学園の経費を全額補助してございます。

今後も負担軽減については、経済情勢等も鑑み留意していきますが、現在のところ、一律に林間学園費用を補助することは考えておりませんというような意見を、教育委員会として説明をさせていただきました。

引き続き質疑に入りまして、議員の方からは、就学援助費の申請者数と受給者数の状況、また林間学園の費用に関する保護者からの相談等があったかどうか等の質疑がなされました。

最後に、請願第5号、7ページでございます。「教育施設の整備をもとめる請願」についてでございます。

本請願に対する教育委員会としての見解ですが、学校施設については、日ごろより児童・生徒の学習及び生活の場として健康的で安全な環境の確保に努めています。各学校からの修繕の要望については、毎年施設点検を実施し、また学校からの要望・協議に応じ、緊急性の高いものや危険であると判断したものから速やかな対応をとるとともに、規模の大きいものや一体的に対応する必要があるものなどについては、年次計画を定め、予算的な裏づけを行い、学校及び学校周辺の状況等を考慮して事業化をすることとなっております。

改修・修繕・工事など今後も計画的な対応を図るとともに、限られた予算の範囲の中で学校施設の安全確保に努めたいと考えていますという説明をさせていただきました。

これに対して、引き続き質疑に入りまして、プールの浄化設備の更新に基準があるのか、また、浄化設備の導入数、今後更新していく予定、また体育館におけるトイレの洋式化及びバリアフリー化の状況、プールサイドのラバーコート化の状況、また昨年度実施できなかった施設改修工事はどの程度あるのか等の質疑がなされました。

その後、請願4件を一括して討論に入り、討論の後に採決が行われました。

採決の結果、請願第2号、第3号、第4号及び第5号の4件は、いずれも多数意見をもって不採択とすべきものとされました。

以上4件の請願は、教育環境常任委員会の審査に続き、6月29日の本会議最終日において、同常任委員会の審査結果のとおり、請願第2号から第5号までの4件については不採択となりました。

以上、松戸市議会平成29年6月定例会に提出されました教育に関する請願についてのご報告とさせていただきます。

教育長職務代理者 ありがとうございます。

何かご質問はありますか。

少しずつ言葉は変わる、毎年出されてはいるということですが、さまざまな議論はされたということです。

何か。

伊藤委員、どうぞ。

伊藤委員 林間学園は、今どのような実施状況で、各家庭の皆さんお一人当たりの負担額というのは、一体今幾らぐらいなのでしょう。

学務課長 担当の学務課です。

小学校の場合、2万8,000円ぐらいになります。

伊藤委員 何年生が。

学務課長 5年生が実施になります。

伊藤委員 夏休みですか。

学務課長 いえ。これは、6月から9月ごろにかけて、各学校、学校行事ですので、校長裁量での実施になります。

伊藤委員 じゃ、5年生だけなんですね。

学務課長 はい、そうですね。小学校については5年生での実施になります。林間学園についての今回の請願は小学校についてですので、5年生が対象となります。ちなみに、中学校については、中学校2年生という形になります。

教育長職務代理者 よろしいですか。

ほかなければ、以上ご報告でした。

そのほか、委員の皆さんから何かご報告、あるいは、現場に対するご質問、懸念等ありますか。

ご報告事項何かありますか、山形委員。

山形委員 山形です。

6月に中部小学校と東部小学校を見学させていただいたところの中で、感想と意見を述べさせていただきます。

中部小学校、大変伝統のある小学校で、中に歴史の部屋もあったのを初めて見せていただくことができましたのと、支援級、聴力や視力の支援の要るお子さんの支援の現場なども見せていただき、大変勉強になりました。東部小学校も、東松戸小学校ができるまでに当たり、施設を大きくして子供たちをたくさん受け入れて、そのような対応だとか、東松戸小学校と

の連携だとか、新しくできた支援級の見学などもさせていただけて、本当にありがたかったです。

その中で、2校とも不登校に対しての対応について、早期から動く、特に中部小学校は、不登校児の早期解決カードという、正しい名前がぼっと出てこなかったんですけども、そういう個人的なケアを3日ぐらい休んだくらいから、迅速に動くというような話を聞かせていただいたので、そういうような早期から、何かつまずいたときに学校がサポートしてくれるというのを聞かせていただいたのは、とてもよかったなと思いました。

以上です。

教育長職務代理者 ありがとうございます。

武田委員。

武田委員 今の山形委員と同じで、東部小学校のほうの学校訪問行かせていただいたんですが、伝統のある学校で、すごく伸び伸びした雰囲気を感じられてよかったです。

廊下の所々に本棚が置いてあって、図書館とは別に、すごく本に触れやすい環境が実現していて、校長先生もよく児童たちが利用している姿を見かけるとおっしゃっていたので、あれは本当にどこの学校でもできるいい方法だなと思って、図書館のキャパが狭い場合でも、ああいう活用方法はすごくいいなと思いました。

あの辺はとても自然が豊かなので、訪問当日に、大きなオニヤンマの羽化をした日で、私も十何年ぶりぐらいに見たんですけども、ああいったものを目に触れる機会というのを校内につくっているというのも、非常によかったと思います。

あと、報告の中で、図工の授業で、既製のいわゆるキットをなるべく使わないで授業をすることを実現しているというのを、教頭の櫻井先生でしたかね、推進していらして、それを聞いていたので、学級に飾ってある作品なんかをちょっと気にして拝見していました。本当にやってくださる気持ちがあるなら、まだまだやれるなという気持ちで、いろいろ言いたいと思うことはいっぱいあったんですけども、でも、とにかくそういう方向性を見てくださっていることがうれしかったですね。できるならば、ぜひそういうふうに変化して、櫻井先生がおっしゃっていたんですけども、「同じ達成を目指すんじゃなくて、個々の意見を大事にしたい」っておっしゃっていたのを、とてもいい響きだなと思って聞かせていただきました。

それと、東松戸小学校ができたことで、兄弟でどうしても分化してしまっていて、行事ごとで保護者の方がちょっと難しい部分があるということをおっしゃっていたんですが、その辺の

ことは、ちょっと日程的に把握していないんですけれども、ご両親様が両方伺って、兄弟に分け隔てなく、楽しくっていうことができるように、運動会等々を両方参加できたら望ましいのかなと思って、そういう弊害も学校が分化することで出るんだなというところだけが気になりました。

以上です。

教育長職務代理者 ありがとうございます。

そのほか、ご報告はよろしいですか。

学務課長。

学務課長 先ほど、すみません。林間学園の費用の平均ということで、間違えてしまいました。約2万2,500円になります。

失礼しました。

教育長職務代理者 ありがとうございます。

冷房の稼働状況なんかは、これ、学校教育部長、特に問題なく。

学校教育部長 おかげさまで、今年は非常に暑い日が続いておりますので、子供たちがいい環境の中で学習ができていますので、助かっているという声は聞いております。

教育長職務代理者 その他何か、学校現場での最近の懸念事項はありますか。大体順調に、それぞれやっぺらっしやる。

学校教育部長 そうですね。やはり暑さだけではなく、通年を通して子供たちの健康被害というか、安全・安心に学校生活を送れるということはとても重要なことでございますので、その環境を維持するという意味で、今のお話のとおり、冷房というのは適正に活用できていると思いますし、前どこかで、この場でもお話ししたかもしれませんが、単純に冷房だけではなくて、換気の問題ですとか、やっぱり総合的に教室の環境を維持するというのを視点に、学校では取り組んでいると思いますので、引き続き適正にできるように努力したいと思います。

教育長職務代理者 ありがとうございます。

よろしいでしょうか。

それでは、以上で報告事項終わりました、議事進行を教育長にお返しいたします。

教育長 それでは、次回の教育委員会会議の日程について、事務局からお願いします。

教育企画課長 教育企画課長です。

平成29年8月定例会でございますが、7月27日の木曜日、午後2時より、こちらの5階会

議室で開催されてはいかがでしょうか。

教育長 よろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

教育長 それでは、確認します。

平成29年8月定例教育委員会会議は、平成29年7月27日木曜日、午後2時より教育委員会5階会議室にて開催いたします。

以上をもちまして、平成29年7月定例教育委員会会議を閉会いたします。

ありがとうございました。

お疲れさまでした。

閉会 午前11時04分

この会議録の記載が真正であることを認め署名する。

松戸市教育委員会教育長

松戸市教育委員会委員